

農林水産商工委員会資料

(農林水産部所管分)

■ 報告事項

- ① 中東情勢の変化等を踏まえた建設事業の予算上の対応等について … P 1
- ② 令和7年度ツキノワグマ生息状況調査の結果について … P 3
- ③ 県外企業の浜田漁港への進出に係る用地整備について … P 5

令和8年5月19日
農 林 水 産 部

中東情勢の変化等を踏まえた建設事業の予算上の対応等について

1. 資材調達状況

中東情勢の変化等の影響により、石油やナフサを原料とする資材が不足するなどの状況が生じており、県が実施する土木工事、営繕工事に必要な資材の供給が制限される、価格が高騰するなどの支障が生じている。

【主な資材の調達状況】

種類	概況
アスファルト合材	4月に2～3千円/tの値上げ。
塗料、塗料用シンナー	大手塗料メーカーがシンナー関連製品の値上げを発表したことを契機として、仮需を含めた注文が殺到し、調達が困難。
断熱材、軽量盛土用発泡ウレタン	4月から40%以上値上げかつ調達が困難。
硬質ポリ塩化ビニル管類	販売価格が5月から大幅に値上げ。供給制限と価格改定により仮需が発生しており、調達が困難。

2. 建設事業の実施における対応状況

(1) 契約済の工事

- 資材価格や労務費が急激に高騰した場合は、契約書のスライド条項（※）を適用し、受注者からの請求により契約額の変更を行う。（予算額の範囲内で対応）

※賃金水準、あるいは物価水準の変動により請負代金額が不相当となった場合に、請負代金額の変更が可能な制度

- 主要資材の調達が遅延し、施工できなくなった場合は、工期の延期や工事の一時中止を行う。（調達が見通せない場合は、受発注者で協議の上、工事の打ち切り精算を検討）

(2) 今後発注する予定の工事

- 主要資材の調達の見通しを注視しながら発注をしていく。

3. 予算額の超過が見込まれる場合の対応

- 全体事業期間を延長し、今年度実施する事業量を調整することが可能な工事については、予算の範囲内で実施することを基本とする。
- 期限が決まっているなどの事情がある工事については、今年度必要な事業量が確保できるよう予算の増額の必要性について検討する。

<参考：農林水産分野の状況>

1. 資材調達の状況

県内農林漁業者における資材調達への支障や調達コストの上昇による、資金繰りの悪化も懸念される状況となっている。

【主な資材の調達状況】

エポキシ樹脂製品	4月に大手メーカーが値上げ。今後も状況により更なる値上げが予想される。
ゴム製品(防舷材、ベルトコンベア、ゴムパッキン等)	すでに製品の供給が不安定な状況となっており、当面の調達が困難。
ナフサ由来の資材(農業用ハウスの被覆資材、マルチフィルム、米・野菜の包装資材、プラスチック網 等)	一部の商品の納品時期が未定となっており、安定的な資材確保が困難になりつつある。価格は5月以降2割～4割上昇する見込み。
燃料(A重油、軽油 等)	トラクター、農業用排水ポンプ、油圧機器、畜舎の空調、漁船他の稼働コストが上昇。加えて、物流コストも上昇傾向にあり。

2. 農林水産分野での対応

- ・ 原油価格の高騰及び原油の調達に支障が生じている農林漁業者に対して、必要な支援を行うための相談窓口を、令和8年3月26日に各農林水産振興センターと隠岐支庁農林水産局に設置。
- ・ 国のセーフティネット事業や県の支援制度（エネルギー価格・物価高騰対策等）を活用して、支援を進める。
- ・ 農林漁業者のおかれている状況について、情報収集を丁寧に行いながら、必要に応じて、補正予算も選択肢に含め検討を行う。

令和7年度ツキノワグマ生息状況調査の結果について

1. 調査の概要

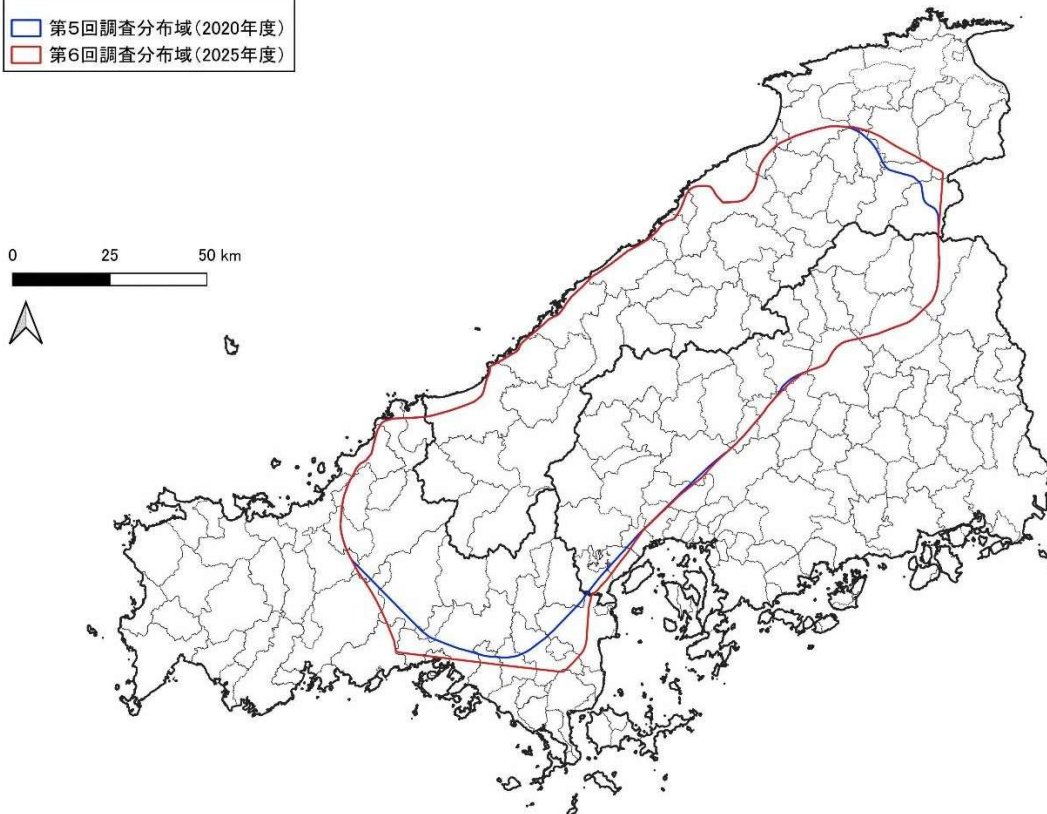
(1) 趣旨

- ・島根県内に生息するツキノワグマは、「西中国地域個体群」として、広島県・山口県と3県での「西中国山地ツキノワグマ保護管理対策協議会」において個体群を管理
- ・3県は共同で5年ごと（特定鳥獣管理計画の始期の2年度前）に、生息状況調査を実施

(2) 調査結果

	今回調査（第6回：R7）	前回調査（第5回：R2）
推定生息数	<u>690～1,290（中央値950）頭</u> ※R7.9月末	<u>767～1,946（中央値1,307）頭</u> ※R2.9月末
分布域面積	<u>約8,600km²</u>	<u>約8,200km²</u>

■ 第5回調査分布域(2020年度)
■ 第6回調査分布域(2025年度)



2. 調査結果の取扱い

- ・今回調査結果（推定生息数及び分布域）については、3県協議会において有識者による専門的な評価・検証を行った上で、本年4月に改定された国の「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）」を踏まえて、次期特定鳥獣管理計画（令和9年度～令和13年度）を策定

【参考】

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）」改定概要

○従来の「保護」を基本とした考え方から、「管理」へと方針を見直し

1. 保護管理ユニット（例：「西中国（島根県、広島県、山口県）」単位での個体群管理

保護管理ユニットの個体数水準	個体群管理の方針
個体数水準 1 【総個体数*】 150頭以下 (成獣個体数：100頭以下)	【目的：保護】 捕獲上限割合は3%以下。狩猟禁止・可能な限り非捕殺的対応を行う。
個体数水準 2 【総個体数】 150～600頭未満 (成獣個体数：100～400頭未満)	【目的：保護】 捕獲上限割合は5%以下。 【目的：管理】 捕獲上限割合は自然増加率以下。
個体数水準 3 【総個体数】 600～1,200頭程度 (成獣個体数：400～800頭程度)	【目的：管理】 個体数水準3を維持できる範囲で目標個体数を設定し、管理する
個体数水準 4 【総個体数】 1,200頭以上 (成獣個体数：800頭以上)	【目的：管理】 個体数水準4を維持できる範囲、若しくは軋轢の低減に向けて必要な場合は個体数水準3を維持できる範囲で目標個体数を設定し、管理する

※西中国ユニットの「総個体数」（成獣、亜成獣、幼獣の合計）については、今後の3県協議会における評価・検証の中で整理

2. ゾーニング管理

- ・「排除エリア」「管理強化エリア」「緩衝地帯」「コア生息地」の4区分で対策実施
- ・「排除エリア」と「管理強化エリア」は、県・市町村等で線引き設定
- ・軋轢の低減につながる目標個体数を設定し、「個体数管理」のための捕獲を「管理強化エリア」と「緩衝地帯」で実施

【前ガイドライン】

【島根県】 (特定計画)	【国】
区分	区分
排除地域	排除地域 防除地域
緩衝地帯	緩衝地帯
コア生息地	コア生息地

【ガイドライン改定版】

「設定」…線引きするゾーン
「確保」…線引きの有無は必須ではなく概念や該当場所のイメージを関係者で共有するゾーン

区分	目的	定義	区分の考え
排除 エリア	人身被害等の発生や 経済的損失の防止	人の安全や生産活動を最優先させるゾーン 市街地等や集落、農地に加え、市街地等の中に位置する河川・河畔林等を含む	設定
管理強化 エリア	クマの定着や排除 エリアへのクマの 侵入の防止	クマの定着や排除エリアへのクマの侵入を防止するために、積極的に対策（捕獲等・生息環境管理・被害防止対策）を実施するゾーン	設定
緩衝地帯	人間活動とクマの生息の両立	コア生息地を除くクマの生息域となるゾーン (※緩衝地帯の中にも排除エリアと管理強化エリアが設定可能)	確保
コア 生息地	クマにとって良好な 生息環境を保全	地域個体群の安定的な維持を図るため、クマにとって良好な生息環境を保全するゾーン (※コア生息地の中にも排除エリアと管理強化エリアが設定可能)	確保

県外企業の浜田漁港への進出に係る用地整備について

1. 概要

- (1) (株)三陽は浜田漁港の県有地への進出を計画し、令和8年10月からの工事着工（冷凍冷蔵庫及び加工場）を予定。
- (2) 令和8年4月15日、加工場予定地（現在は駐車場）の地質調査を行った結果、地中の残置物（※）が当該工事の支障になることが判明。
※平成15年まで県の占用許可の下、漁協が冷蔵庫を設置していたが、漁協が同年に基礎の一部（土台の一部及び杭）を残して撤去。
- (3) 予定通りの加工場の工事着工のためには、令和8年6月から当該残置物の撤去等を開始する必要。

2. 県の対応

- (1) 加工場の予定地が県有地であることから、残置物の撤去等をした上で、県は占用許可を行う必要があるため、令和8年度当初予算（水産公共予算）を活用し、令和8年6月から実施（事業費：1.5億円程度を見込む）。

3. (株)三陽の事業計画（案）

- (1) 立 地 場 所 島根県浜田市原井町（浜田漁港内の県有地：約1.8ha）
- (2) 建設予定施設 加工場・冷結庫・冷蔵庫等
- (3) 事 業 内 容 水産品加工業（アジの冷凍フライ、冷凍刺身の製造）及びグループ企業の船団による浜田漁港での水揚、卸売等

